

○更生保護事業法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九）
附則二三条（平成二八・六・一八までに施行）

（定義）

第二条①（略）

②（柱書略）

一（略）

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く、次号において同じ）

新四（改正により追加）

四八（略、改正後の五・九）

九 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条

第一項第一号又は第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は同法第二十一条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者（改正後の十）

③⑦（略）